

月報私学

2

2016

Vol.218



熊本学園は、熊本学園大学・大学院・附属高等学校・附属中学校・附属敬愛幼稚園からなる73年の歴史を持つ学園です。本学園の建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基に、附属高校・附属中学校は“生徒の誓い”である、「英知・気品・剛気」の三要素を基調とする人格の形成に努めています。

写真提供：学校法人 熊本学園（熊本県熊本市）

CONTENTS

- 平成26年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 2
- 平成27年度 私学リーダーズセミナーの報告…………… 5
- 連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」
建学の精神と校風を活かした新校舎づくり…………… 6
- 事業団資金で明日を拓く…………… 8
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の実施勧奨…………… 9
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付……………10
- 私学共済制度の加入者資格……………11
- 任意継続加入者制度のご案内……………12
- 無効の加入者証等の回収と返納のお願い／貸付金にかかる退職時の退職手当等からの控除／
様式用紙等の請求方法……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成26年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成27年度学校法人基礎調査」を基に26年度決算データを集計した『平成27年度版 今日私学財政(大学・短期大学編)』と『平成27年度版 今日私学財政(高等学校・中学校・小学校編)』のCD-ROMを作成しました。

今回は、『今日の私学財政』の集計データより、消費収支計算書から帰属収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

法人種別の帰属収支差額比率(表1)

帰属収支差額比率とは、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の帰属収入で消費支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。同比率がマイナスとなった要因が臨時的な事由による場合は別として、マイナスの状況が長期間続くこととなれば経営にも影響を及ぼし、

資金繰りに支障を来たすことにもなりかねません。したがって、この比率は学校法人の収支状況を端的に表したものであるといえます。

大学法人

26年度の大学法人全体の帰属収支差額比率は、25年度の6・0%から6・5%へ上昇しています。これは、合併に伴う現物寄付の受け入れが複数件発生したことが主な要因と考えられます。次に同比率がマイナスとなっている法人数は544法人のうち178法人で、その割合は32・7%となり、25年度の31・9%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の法人数も25年度の33法人から40法人に増加しています。

短期大学法人

26年度の短期大学法人全体の帰属収支差額比率は25年度のマイナス1・2%から4・4%へ上昇しています。なお、25年度には個別の学校法人で部門廃止に伴う資産処分差額が発生しており、この要因を除外して比較すると25年度と26年度の帰属収支差額比率はおおむね同水準となっています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、112法人のうち46法人で、その割合は41・1%となり、25年

度の37・7%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の法人数も25年度の9法人から11法人に

表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合 (法人別)

大学法人

区分	集計法人数	帰属収入計(A)	消費支出計(B)	帰属収支差額(C=A-B)	帰属収支差額比率(C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合	法人数	割合
22年度	法人 532	百万円 5,800,626	百万円 5,533,837	百万円 266,789	% 4.6	法人 203	% 38.2	法人 57	% 10.7
23	541	5,995,876	5,808,861	187,015	3.1	226	41.8	54	10.0
24	539	5,940,168	5,629,027	311,141	5.2	188	34.9	42	7.8
25	543	6,069,106	5,705,419	363,687	6.0	173	31.9	33	6.1
26	544	6,107,680	5,712,572	395,108	6.5	178	32.7	40	7.4

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

短期大学法人

区分	集計法人数	帰属収入計(A)	消費支出計(B)	帰属収支差額(C=A-B)	帰属収支差額比率(C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合	法人数	割合
22年度	法人 119	百万円 169,452	百万円 169,496	百万円 △44	% △0.0	法人 58	% 48.7	法人 14	% 11.8
23	120	176,698	168,682	8,016	4.5	55	45.8	11	9.2
24	113	164,737	159,148	5,589	3.4	44	38.9	8	7.1
25	114	168,238	170,224	△1,986	△1.2	43	37.7	9	7.9
26	112	169,102	161,726	7,376	4.4	46	41.1	11	9.8

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

高等学校法人

区分	集計法人数	帰属収入計(A)	消費支出計(B)	帰属収支差額(C=A-B)	帰属収支差額比率(C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合	法人数	割合
22年度	法人 640	百万円 757,105	百万円 705,958	百万円 51,147	% 6.8	法人 244	% 38.1	法人 40	% 6.3
23	650	776,999	726,453	50,546	6.5	255	39.2	35	5.4
24	666	786,192	736,396	49,796	6.3	246	36.9	33	5.0
25	677	791,602	751,947	39,655	5.0	268	39.6	39	5.8
26	681	821,727	767,716	54,011	6.6	269	39.5	38	5.6

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。

増加しています。

高等学校法人

26年度の高等学校法人全体の帰属収支差額比率は、25年度の5・0%から6・6%へ上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、681法人のうち269法人で、その割合は39・5%となり、25年度の39・6%から下降しました。

また、同比率がマイナス20%未満の法人数も25年度の39法人から38法人に減少しています。

学校種別の帰属収支差額比率(表2)

大学

26年度の大学全体の帰属収支状況は、帰属収入・消費支出とも25年度とほぼ同水準であり、その結果、帰属収支差額比率は、25年度と同じく5・4%となっています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、592校のうち219校で、その割合は37・0%となり、25年度の36・4%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も25年度の83校から88校に増加しています。

短期大学

26年度の短期大学全体の帰属収支差額比率は、25年度のマイナス1・8%から0・1%となっています。

なお、25年度には個別の短期大学で大規模な資産処分差額が発生しており、この要因を除外して比較すると25年度と26年度の帰属収支差額比率はおおむね同水準となっています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、333校のうち187校で、その割合は56・2%となり、25年度の50・4%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も25年度の83校から86校に増加しています。

高等学校

26年度の高等学校全体の帰属収支差額比率は、25年度の2・7%から5・1%へ上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数ですが、1288校のうち521校で、その割合は40・5%となり、25年度の43・0%から下降しました。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も25年度の128校から117校に減少しています。

運用資産と要積立額(表3)

貸借対照表より、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額や退職給与引当金等の金額(要積立額)とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券の運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のために

は、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の将来的に必要な資金需要

(要積立額)に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考えられます。

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合(学校別)

区分	集計 学校数	帰属収入計 (A)	消費支出計 (B)	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率 (C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)				
						うち△20%未満				
						学校数	割合	学校数	割合	
大学										
22年度	579	3,244,917	3,038,182	206,735	6.4	227	39.2	98	16.9	
23	592	3,359,855	3,209,655	150,200	4.5	250	42.2	99	16.7	
24	588	3,294,579	3,092,060	202,519	6.1	208	35.4	91	15.5	
25	591	3,315,646	3,137,069	178,577	5.4	215	36.4	83	14.0	
26	592	3,323,374	3,144,999	178,375	5.4	219	37.0	88	14.9	
短期大学										
22年度	358	209,793	218,142	△8,349	△4.0	207	57.8	102	28.5	
23	353	220,026	214,711	5,315	2.4	193	54.7	95	26.9	
24	335	193,970	198,493	△4,523	△2.3	189	56.4	89	26.6	
25	337	196,107	199,608	△3,501	△1.8	170	50.4	83	24.6	
26	333	194,110	193,897	213	0.1	187	56.2	86	25.8	
高等学校										
22年度	1,244	980,758	961,935	18,823	1.9	578	46.5	125	10.0	
23	1,263	1,008,733	995,274	13,459	1.3	599	47.4	146	11.6	
24	1,266	1,017,333	989,881	27,452	2.7	546	43.1	109	8.6	
25	1,286	1,038,394	1,010,872	27,522	2.7	553	43.0	128	10.0	
26	1,288	1,084,830	1,029,410	55,420	5.1	521	40.5	117	9.1	

※大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

しかし、帰属収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できない状況や運用資産の一部を取り崩して支払いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じることになります。

大学法人

26年度の大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加しています。収支状況は改善しているものの、減価償却累計額や退職給与引当金等の要積立額も増加しており、結果的には25年度に比べて積立不足額は増加しています。

短期大学法人

26年度の短期大学法人では、運用資産はほぼ横ばいとなっている一方、要積立額が増加した結果、25年度に比べて積立不足額は増加しています。

高等学校法人

26年度の高等学校法人では、運用資産が減少している一方、要積立額が増加しています。要積立額が増加した要因は、主に施設の老朽化に伴う減価償却累計額の増加を受けたものであり、その結果25年度に比べて積立不足額は増加しています。

まとめ

帰属収支差額比率は学校法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額のマイナス分を補うために内部留保の資産を取り崩す状況が続けば、施設建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定する上で懸念材料でもあります。

過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には使途目的にかなっただけの運用計画に従って行くことが重要です。

学校法人においては、これまで以上に教育内容の充実・特色化を図るとともに安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行っていかねばなりません。

今後も理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報共有し、教学と経営が一体となって、より一層の改革に取り組んでいくことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様

様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の集計結果を、各学校法人における経営改善・発展に向けた取り組みの参考にさせていただき、お役立ていただければ幸いです。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)	要積立額(B)	要積立額内訳				積立不足額(C=B-A)
				減価償却累計額	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金	
22年度	法人 532	億円 87,724	億円 111,795	億円 79,599	億円 9,144	億円 11,890	億円 11,161	億円 24,071
23	541	91,679	118,641	84,067	9,018	12,919	12,637	26,962
24	539	92,870	121,535	86,729	8,536	13,788	12,482	28,665
25	543	94,036	125,028	89,935	8,333	14,226	12,534	30,992
26	544	94,490	126,341	91,370	7,996	14,592	12,383	31,851

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。
 ※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

短期大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)	要積立額(B)	要積立額内訳				積立不足額(C=B-A)
				減価償却累計額	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金	
22年度	法人 119	億円 3,154	億円 3,974	億円 3,311	億円 288	億円 142	億円 233	億円 820
23	120	3,196	4,101	3,406	256	206	233	905
24	113	3,047	4,020	3,322	270	207	221	973
25	114	3,185	4,083	3,423	233	210	217	898
26	112	3,187	4,137	3,476	229	218	214	950

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。
 ※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

高等学校法人

区分	集計法人数	運用資産(A)	要積立額(B)	要積立額内訳				積立不足額(C=B-A)
				減価償却累計額	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金	
22年度	法人 640	億円 9,978	億円 13,371	億円 11,712	億円 826	億円 331	億円 502	億円 3,393
23	650	10,315	13,939	12,285	803	333	518	3,624
24	666	10,762	14,483	12,879	776	336	492	3,721
25	677	10,849	15,116	13,489	814	325	488	4,267
26	681	10,695	15,475	13,970	686	321	498	4,780

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。
 ※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 03(3230)7839・7846・7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

平成27年度 私学リーダーズセミナーの報告

近年、少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営環境は厳しさを増しています。そこで、理事長・学長等、私学のリーダーが経営改革に取り組むための基礎である財務についての知識と、教育研究の質の向上のために、学術面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として「私学リーダーズセミナー」を京都と名古屋で開催しました。

京都での大学編は、学校教育法の改正（平成27年4月施行）に伴い、戦略的に大学を運営するガバナンス体制の構築が求められていることから、学長のリーダーシップの確立や副学長の役割などのテーマで実施しました。本年は、より多くの方にご参加いただけるよう募集人数を例年の3倍の60名に増やしたところ、定員を上回る応募があり、71名の学長・副学長にご参加いただきました。

名古屋での短期大学編は、昨年度に引き続き、短期大学の特色ある取り組み事例の紹介や、短期大学の置かれた現状をテーマに実施しました。参加法人の財務状況の分析等を行う個別法人分析会や、専門知識を有する外部有識者による専門家相談会も実施し、問題点を認識し、解決のためのヒントを得ていただく機会を設けました。



私学リーダーズセミナー(大学編・京都)
左から、司会者、永田筑波大学学長、杉野文部科学省高等教育局私学部長、河田私学事業団理事長

両会場で実施した意見交換会では、経営・教学の問題点や課題を共有し解決策を見いだすために、具体的に活発な意見交換が行われました。また、懇親会では、和やかな雰囲気の中、参加者と講師等の交流がさらに深まりました。

セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきましたので、その一部を紹介いたします。

○大学編(京都)

- ・学長のサポート体制や、他大学におけるガバナンス改革の概要が分かり、学長と副学長それぞれの立場、重要性、役割も明確となった。
- ・全国の私立大学の状況を、豊富な資料で分かりやすく説明してもらえたので、本学の位置付けについて、客観的に考えることができた。
- ・企業側が大学生・大学院生に期待する人材像について、よく分かった。

・グローバルな視点に立った内容で、具体的な実践事例も豊富で大変刺激を受けた。

・「トップが情報を把握しているか否か」は、リスクマネジメント上でも重要なことなので、情報が集まる仕組みを構築すべきと認識した。

○短期大学編(名古屋)

・学校経営における財務分析等、数字での読み方やチェックポイントを明確に理解することができた。

・具体的資料に基づいた説明によって、自校の課題が明確になり、今後の方性を模索するきっかけとなった。

・IRやカリキュラムマップ、ルーブリック等、教育課程に関する先進的

で戦略的な取り組み事例を知ることができた。

・短期大学全体の質向上のためには、近隣他大学との連携も視野に入れたいといけないと改めて考えた。

・各短期大学における悩みや疑問等、共に考えるよい機会となった。

私学事業団は、来年度も様々な形で改革に向けた取り組みを支援してまいります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

◇私学リーダーズセミナー

開催場所・日程:

①大学編: 京都【京都ガーデンパレス】27年12月4日

②短期大学編: 名古屋【名古屋ガーデンパレス】27年11月19・20日

対象: ①大学編 学長・副学長 ②短期大学編 理事長・理事・学長・副学長

参加: ①大学編 71名 ②短期大学編 19名

○大学編(京都)

9:50~	開会挨拶 私学事業団 理事長 河田悌一
10:00~	「私学事業団の業務概要と、学校のガバナンス体制の状況について」 私学経営情報センター職員
11:00~	講演①「大学のガバナンス改革とリーダーの役割」 北山禎介氏(株式会社三井住友銀行 取締役会長、中央教育審議会会長)
13:00~	講演②「国立大学のガバナンス改革と副学長の役割」 永田恭介氏(筑波大学 学長、中央教育審議会 大学分科会会長)
14:45~	意見交換会 パネラー 杉野 剛氏(文部科学省高等教育局 私学部長) 永田恭介氏(筑波大学 学長) 河田悌一(私学事業団 理事長)
16:00~	名刺交換会(懇親会)・閉会(17:30)

○短期大学編(名古屋)

1日目

10:30~	開会挨拶 私学事業団 理事長 河田悌一
10:40~	「私学事業団の業務概要について」 私学経営情報センター職員
12:30~	講演①「財務分析と学校法人会計基準改正の解説」
13:40~	講演②「短期大学が置かれた現状」 君塚 剛氏(文部科学省高等教育局 大学振興課課長補佐)
15:20~	個別法人分析会(50分入替え制の経営相談) 専門家相談会(希望法人のみ)
17:00~	名刺交換会(懇親会)

2日目

9:30~	講演③「富山短期大学の教育改革の取組~[Webシラバス・システム]を核としたAP事業計画を中心に~」 中島恭一氏(富山短期大学 学長) 安達哲夫氏(富山短期大学 副学長)
11:10~	講演④「地方の短期大学の役割と機能の充実のための短大間連携」 安部恵美子氏(長崎短期大学 学長)
13:40~	意見交換会・閉会(15:00)

※講師肩書は講演時

魅力あふれる学校づくりを目標として

建学の精神と校風を活かした新校舎づくり

学校法人 熊本学園 熊本学園大学付属高等学校
熊本学園大学付属中学校 校長 木下 隆雄

連載 ③7

熊本学園は昭和17年の東洋語学専門学校創立以来、73年の歴史を持つ、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神を礎とした、熊本学園大学・大学院・付属高等学校・付属中学校・付属敬愛幼稚園からなる総合教育機関で、卒業・卒園生の総数は10万人を超え、国内はもとより海外まで広く活躍できる人間を育ててきました。

現在も継承されるこの建学の精神と校風のもとに、今日に至るまで地域に根ざし、存在感のある教育機関として、その使命を果たしています。



高校新校舎 1階 オープンテラス

本校教育の目標

ゆるぎなき建学の精神

本校の教育目標は、建学の精神に基づく《人物の養成》と「生徒の誓い」に具現されている《全人教育》とを通して、広く社会の健全有為の人物を育成することにあります。

熊本学園は昭和17年の創立以来の伝統として、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神に基づき、信頼と親愛のうちに教師と生徒が一体となつて修養に励み、自由で平和な学園生活を通して自主独立の精神を涵養し、真摯にして積極性のある実践的人物の養成を一つの目標としています。

また、「心と服装の清潔」を常に心がけさせ、公共心を尊ぶ民主社会の一員としての自覚と責任を体得させるなど、人物の育成には特に意を用いています。さらに、知育・徳育・体育の渾然融合した教育体制を慎重に考慮して、進学校が陥りやすい知育偏重の弊を避け、いわゆる全人教育の理想を実現することが、また一つの目標となります。

生徒は後述の「生徒の誓い」を座右の銘として、日夜研鑽に励み、英知・

気品・剛気の3要素を基調とする人格の形成に努めています。

この全人教育の理想を実現している本校教育の特色として「文武両道」があげられます。県内私学の中でもトップクラスの進学実績を長年にわたり維持しながらも、種目は異なりますが全国高校総体3連覇のボート部をはじめとする数々の運動部等の活躍もその一つと言えます。



中学校舎 1階アトリウム

付属中学校の開校

「確かな学力」と「豊かな人間力」

これらの教育目標を基に、平成23年4月に開校した付属中学校においては、建学の精神を基に「ゆつくり、じっくり、確実に」学びを進める6年間の中高一貫教育を行っています。また、その一貫教育においては、体験学習を重視した「新しい教育カリキュラム」を実現し、生徒一人一人が自分の頭で考え、判断できる《確かな学力》を身につけ、思いやりの心とコミュニケーション

ション力を身につけた《豊かな人間力》を育むことを教育目標とし、実践しています。

生徒の誓い

「英知」「気品」「剛気」

「われわれは民主的・文化的な国家社会の卓抜な指導者となるため、学友相助け、相励まし、端正闊達の校風を振興し、学園建学の精神に徹することを誓う。」

この誓いは、本校が開校まもない昭和38年に当時の生徒たちにより自ら考え作られたもので、現在も生徒たちの心の支えとして、大切に引き継がれています。

一 学業に精励し「英知」を磨く

本校教育の根幹である。単なる知識の習得に止まらず、真摯な学習を通して、理性的判断に基づく行動ができるような知識の涵養に最も意を用いる。

一 情操を陶冶し「気品」を高める

教養を身につけると共に、豊かな人間性を養うため、あらゆる教育の機会を通して情操を陶冶し、高潔で気品ある人間となるよう努める。

一 心身を鍛練し「剛気」を養う

英知を行動に結びつける勇氣、さらに正義を尊び、困難にも屈することなく、目標に向かって突き進む気力の充実に努める。



高校新校舎 廊下。幅にゆとり(通常の1.5倍程度)をもたせ、ホワイトボードやベンチを設置した自由な空間



高校新校舎 ラウンジ。本校らしさをイメージした開放的な空間。昼休みや放課後は生徒の活気であふれています

新校舎づくり

「建学の精神と校風を活かす」

27年3月に竣工した高校新校舎の建設工事は、旧校舎の耐震強度不足と老朽化問題を解決するため、生徒の安全安心を最優先課題とし、「熊本学園創立70周年記念事業」の第一期事業としてスタートしました。

設計段階から本校教職員を中心とした建設委員会を立ち上げ、多くの意見を取り入れながら、本学園の建学の精神と校風を活かした校舎づくりに重点を置くこととし、建設の基本コンセプトを次のように考えました。

【建設の基本コンセプト】

1 健康的で安全な学校づくり

- ① 生徒にとって、学習の場であるとともに、豊かな生活の場として、潤いとゆとりがある。
- ② 生徒の健康に配慮し、採光、通風、換気等を十分確保し、校内に快適性がある。
- ③ 生徒の多様な、あらゆる行動に対して、十分な安全性が確保できる。
- ④ 耐震性の確保を図るとともに、防災拠点としての役割も十分果たすことができる。
- ⑤ バリアフリー化を推進する。
- ⑥ 省エネルギー化、自然エネルギーの活用、緑化などエコスクール化を図り、学校の施設自体が環境教育の場として活用される。

2 多様な学習活動に対応した学校づくり

- ① 生徒が、各学年段階に応じて、学習・生活のために必要な空間、学習環境を確保することができるよう適切な部屋構成、空間配分及び位置を勘案する。
 - ② 今後の学校教育の進展、IT化等に対応できるように、高機能かつ多機能である。
 - ③ 少人数指導、習熟度別学習、選択授業などを効果的に行うことができるような多様な学習形態に対応している。
 - ④ 生徒が主体的・積極的に学習に取り組むことに対して支援することができる。
- 特に前述の中でも重点を置いたことが、学習・生活のために必要な空間、学習環境を確保することができるよう適切な部屋構成、空間配分及び位置を勘案することや、潤いやゆとりがあり、生徒が主体的・積極的に学習に取り組むことに対して支援できるような施設にすることであり、共有のスペースをできるだけ多くとることにしました。

具体的には、廊下は通常の1・5倍程度とゆとりをもたせ、ホワイトボードとベンチをそれぞれ設置しました。

また、校舎内には各階の通路横にあえて区分された教(個)室という形にとらわれない開放的な「ラウ

ンジ」と名付けた空間を取り入れ、2階と3階の屋外に設置した《ルーフトラス》は、開放的で憩いの場となるウッドデッキにしました。

実際にラウンジや廊下は、生徒と教師の自由な質問・添削・会話の空間、生徒同士の自由な会話の空間、個々のスタイルに合わせた自学自習の空間となり、時には授業でも使用するなど、本校の校風らしく、いつの間にか多種多様な活用方法を見いだし、潤いとゆとりに加えて活気のある空間となりました。

最後に 「新校舎づくり」

私どもは、今回の高校新校舎建設を通して、様々なことを改めて学ぶこともできました。

設計監理、施工会社は勿論のこと、同窓会、保護者会等の関係していただいた多くの方々や、文部科学省、熊本県、私学事業団等多くの関係各所・機関、地域住民の皆様方のご協力とご理解があつて竣工した校舎であることに深く感謝し、建学の精神と校風を重んじ、今後とも教育の発展に努めたいと思います。

寄稿者紹介

木下 隆雄(きのした たかお)

学校法人 熊本学園理事

平成24年3月より、熊本学園大学付属高等学校・附属中学校校長

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用された学校紹介

学校法人 谷川学園

対象校 皆瀬幼稚園

所在地 長崎県 佐世保市

対象事業 校舎改築

応答者 園長 谷川 幸一

幼稚園の成り立ち

皆瀬幼稚園は、松浦鉄道皆瀬駅から徒歩15分の豊かな自然に囲まれた環境にあります。

昭和53年に開設されて以来、自然とふれあい、集団生活の中での子どもの心の心と体の成長に力を入れた教育に取り組んでいます。

新園舎建築のきっかけ

園長として就任した当初からの夢は、園の子どもたち全員が、ひとつの場所と一緒に給食を食べるということでした。しかし、小規模な厨房施設や教室しかなく、その夢はなかなか実現できませんでした。

また、最近の子どもたちは、外で遊ぶことが少なくなってきたせいか、転んだ時に手を付くことができず、顔を怪我することがとても多いので、どうにかならないかとも悩んでいました。

それに加えて、敷地の関係上、2棟の離れた園舎を渡り廊下で結んでお

り、雨が降ると、子どもたちや保護者の方が大変困っていました。

そのため以前から、本格的な厨房施設と、その隣に大勢で給食を食べることができると広い教室を作りたい、体力が向上するような運動ができるスペースが欲しい、渡り廊下がある場所に園舎を建て、雨に濡れることなく園舎間を移動できるようにしたい、と思っていました。しかし、新園舎建設に必要な土地を確保することができず、やむを得ず断念していました。

ところが、転機が訪れます。平成24年に幼稚園を認定こども園にすることを決断し、0〜2歳の乳幼児も受け入れられるようになると、園舎が少し手狭になってきました。そのタイミングで隣接地を取得できる見込みが立ち、新園舎の建築に踏み切ることができました。



平成26年12月に完成した新園舎は楽しいスペースが盛りだくさん

新園舎が完成して

26年12月に完成した新園舎は、念願だった調理室を備え、みんなと一緒に給食を食べることができるよう多目的教室も作りました。マット運動もできるように幅広かつた廊下、ボールプールも備えた絵本の部屋、地下の秘密のトンネルやボルダリングの壁など、子どもたちにとってワクワクいっぱい園舎となりました。

また、専用の授乳室や、車いすトイレ、その隣にはおむつの交換台を設置するなど、今まで特に小さな子どもの保護者の方が不便に感じていた面も改善することができました。

新園舎の役割

転んで怪我をする子どもを減らそうと、腕の力をつける目的で、幅広い廊下を活用しての逆立ちや、多目的教室での跳び箱を取り入れました。子どもたちは、楽しみながら積極的に取り組んでおり、今では顔を怪我する子どもは格段に減りました。

このように新園舎は、「運動により、健康でたくましく、個性豊かでのびのび



幅広くとられた廊下



みんなで食事ができる多目的室

びとした子どもに育てる」という園の教育方針を実践する役割も担っています。



ボルダリングのできる壁



ボールプールのある絵本の部屋

事業団融資の活用

事業団の融資は、以前にも利用したことがあり、今回の新園舎建築にあたっては園から連絡しました。

利用した理由は、民間の金融機関より金利が低いこと、また一度利用していたので、手続きにも慣れていたので等からです。

取材後記

取材当日は、園外保育のみかん狩りの日でした。

園児の皆さんが、みかん狩りから帰って来て「こんにちは」と元気に挨拶してくれる姿を見て、とても気持ちよく感じるとともに、集団生活の中のルールをしっかり身に付けているのだなと実感しました。

お忙しい中対応していただき、大変感謝申し上げます。

今後とも、さらに発展されることを祈念いたします。

【取材 企画室】

特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の実施勧奨

— 定期健康診断終了後は、結果データを速やかにご提出ください —

福祉部 保健課

平成27年度 特定健康診査結果の提出期限

27年度の特定健康診査結果データ（27年4月1日～28年3月31日受診分）の最終提出期限は、**28年5月31日**となります。

提出期限前は非常に提出件数が集中するため、結果通知（健康情報冊子「クピオ」）の発送に時間がかかります。健康データの提出は、提出期限にかかわらず、健康終了後の速やかな提出にご協力をお願いします。

また、健康結果データが最終提出期限までに到着しなかった場合は、当該年度の結果通知（健康情報冊子「クピオ」）や「特定保健指導利用券」の送付ができませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令（平成19年第157号第14条）に基づくものです。

平成27年度特定保健指導 利用券の有効期限

27年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**28年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるように対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導利用期間中に、退職等により加入者資格を喪失した場合は、有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります（ただし、任意継続加入者になる人は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した保健指導費用は、自己負担となりますのでご注意ください。

特定保健指導を利用しやすい環境作りにご協力ください

特定保健指導の利用については、全国の特定の医療機関等と集合契約を締結しており、保健指導対象者には個々

に利用をお願いしていますが、特定保健指導機関の多くは、休日は休診となるため、利用が難しい状況となっております。

このため私学事業団では、保健指導対象者の利便性の向上を目的として「**学校訪問型保健指導**」を実施しています。

この学校訪問型保健指導は、授業の合間等の空き時間に利用できることから、毎年利用している学校法人等から大変ご好評をいただいています。

日頃多忙な教職員の健康管理の一環として、ぜひ利用をご検討ください。

なお、希望する学校法人等は、委託先である次の保健指導機関へ直接ご連絡ください。

●（株）全国訪問健康指導協会

問い合わせ先

☎03（5209）8553

担当 中前、小坂

受付時間（平日）10時～12時

14時～17時

被扶養者の特定健康診査の受診勧奨について

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を経由して加入者に配付していただいています。

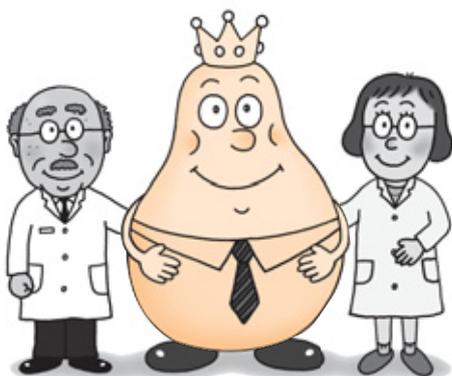
26年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者は2万7千人ほどで特定健康診査対象者の約27・

5%にとどまっています。これは、本事業団の被扶養者に限らず各医療保険者共通の課題となっております。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに特化した健診で検査項目も限られていることが影響しているようですが、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることのできる健診です。ぜひ、配付された受診券を活用して、健康管理にお役立てください。

学校法人等においても、加入者のみならず被扶養者の受診勧奨にもご協力をお願いします。

なお、27年度分の**特定健康診査受診券の有効期限は、28年3月31日**までとなっています。



資格取得・資格喪失報告書の事前受付

— 3月1日(火) 受け付け開始 —

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日の退職や4月1日の採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く皆さんのお手元にお届けするため、私学事業団では今年も各種報告の「事前受付」を3月1日(火)から開始します。ぜひご利用ください。

事前受付の対象となる報告

対象となる報告書等	事由発生日
資格取得報告書 ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得 ^{*1} 所属学校等変更報告書 被扶養者認定申請書 ^{*2}	4月1日 資格取得 所属学校変更 被扶養者認定 ^{*2}
資格喪失報告書 任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

- ※1 任意継続の満了前の再資格取得は対象外です。
 ※2 資格取得と同時申請の場合に限ります。

提出上の注意

- 事前受付の対象となる報告書等とは、必ず区別して提出してください。
- 提出書類は記入漏れや誤りのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校法人等の加入者として処理されてしまい、誤って取得させた学校法人等に迷惑をおかけすることになります。また、教職員の個人情報(氏名、報酬額、住所等)が別の学校法人等に通知されてしまいますので注意して記入してください。
- 「資格取得報告書」を作成する際は、資格を取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「新規資格取得」「継続資格取得」「再資格取得」のいずれかを○で囲んでください。
- 「資格取得報告書」の基礎年金番号欄は、必ず資格を取得する人に確認してから正確に記入し、基礎年金番号を確認した書類の写しを添付してください。なお、基礎年金番号がない場合には、必ずその理由も記入してください。

- 書類不備により返送等された場合は、資格取得の確認が遅れ、加入者証の交付が遅くなります。
- 継続資格取得者の資格取得の処理は、前任校の資格喪失が確認されるまで、保留となります。
- 前任校の資格喪失が確認でき次第加入者証等を交付します。
- 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定している被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し加入者被扶養者証を交付します。被扶養者認定申請書の提出は不要です。

報告内容の訂正

- 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により手続きをしてください。なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。
- 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定

し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の「取申出書」が必要となります(用紙は請求してください)。

加入者証等の取り扱い

- 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収してください。
- 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
- 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。なお、正しい内容の加入者証等の送付は4月1日以後となります。



私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

学校法人等に使用され、報酬を受ける人は私学共済制度の加入者となります。また、退職したときや常時勤務をしなくなったときは、加入者の資格を喪失します。個人の意思で加入・脱退することはできません。

私学共済制度の加入者

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法に基づき加入者となります（法第十四条）。

加入者資格の取得や喪失の要件、手続きについても同法に定められています。

加入者の資格取得

学校法人等に使用される人で、報酬を受ける人は、年齢や国籍に関係なく、私立学校教職員共済法に基づき、私学共済制度の加入者となります。本人の意思や希望で加入したり脱退することはできません。

「学校法人等に使用される者」とは、学校法人等と事実上の雇用関係があり、一定の仕事を担当し、常時一定の勤務時間の拘束を受けている人を含みます。辞令等の形式的雇用関係がない場合でも事実上の雇用関係があればその人は加入者となります。「非常勤」、「日雇」、「パート」、「アルバイト」等

職名や職種によって区別するものでもありません。学校法人等から報酬を受けている人は収益事業部門等に所属している場合でも加入者となります。

また、雇用主である学校法人等代表者、理事等や、試用期間中の人についても、当該学校法人等と使用関係にあり前述の要件に該当すれば加入者となりますので留意してください。

なお、個人立学校（幼稚園）の設置者については、給料を支給する立場にある人ですが、報酬とみなすことができる一定水準の収入が恒常的にあり、その経営する学校の経常的業務に主として携わっていることが明らかであれば加入者となります。

加入者の適用除外

私立学校に勤務していても、船員保険の被保険者や、専任でない人、臨時に使用される人、常時勤務に服しない人は加入者になることはできません。専任でない人とは：他に本業があり、その学校法人等から受ける報酬を主た

る収入としない人を含み、他の学校法人等から受ける報酬が主たる収入の兼任講師や、医師、弁護士等を本業とする教職員がこれにあたります。

臨時に使用される人とは：臨時の業務で2か月以内の期間を定めて使用される人や日々雇い入れられる人などの雇用関係の実態が臨時的人です。ただし、臨時的名目で使用されていても雇用関係が常用的で、契約期間経過後も引き続き使用される（日々雇用される人なら1か月を超えて使用される）場合は加入者にしなければなりません。常時勤務に服しない人とは：専任でない人や臨時に使用される人以外でも、校医や嘱託職員のように、勤務日数や勤務時間について常勤教職員並みの拘束を受けない人を含みます。

退職者の特例

産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます（法第十四条第二項二号・三号）。また、公務員の場合における退職の事由に相当し公務員と同等の退職の取り扱いを受けるとき（その取り扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る）については、次のとおりとなります（法第十四条第二項一号）。

場合であっても、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められるときは、学校法人等から報酬を受けるものとみなし、加入者資格を維持します。ただし、この退職期間は公務員の場合における退職の取り扱いを勘案して、実態として当該学校法人等との間の常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

加入者の資格喪失

加入者が、次の①～④の事由に該当したときは、加入者資格を喪失することになります（法第十六条）。

- ① 死亡したとき
- ② 退職したとき（解雇を含む）
- ③ 専任でなくなったとき、常時勤務に服しない者となったとき
- ④ 勤務している学校法人等が解散したとき

取得・喪失の報告

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当したときや、加入後、資格喪失の事由が生じたときは、学校法人等は10日以内に所定の報告書を私学事業団へ提出してください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者で、かつ75歳未満の人は、2年を限度として引き続き任意継続加入者となることができます。

◆利用できる事業

短期給付事業―ただし、在職中から継続して傷病手当金・出産手当金の要件（喪失後の給付）に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。福祉事業―ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付事業は継続しません。

◆加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった者」

次の場合は、申し込めません。

- ・ 4月1日に採用し翌年3月31日に退職した
- ・ 退職前1年以内に任意継続加入者であった
- ・ 退職時に75歳以上である

◆継続できる期間

「退職の日の翌日から最長2年間で満了」

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆申し出の手続き

退職の日から20日以内に学校法人等を経由して「任意継続加入者申出用資

格喪失報告書」を提出してください。

任意継続加入の申し出は、「事前受付」手続き（本誌10頁参照）ができますので、ぜひご利用ください。

なお、本人として加入している健康保険が優先されるため、任意継続加入

申し出後に健康保険等の被扶養者又は国民健康保険の被保険者になるため、

任意継続の申し出を取り下げることができません（月末に任意継続の資格喪失を申し出ることができます）。

また、離職の理由（倒産・解雇・雇い止め等）により国民健康保険料が軽減されることがあります。任意継続掛金と比較する場合、詳細は市町村等の窓口にお問い合わせください。

◆加入者証等の送付

任意継続加入を確認すると、加入者の住所宛てに「任意継続加入者証」（被扶養者がいる人には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付しますので、在職中に使用していた「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び私学事業団が交付した認定証や受給者証は必ず学校法人等を経

由して返納してください。

◆任意継続期間中の掛金等

任意継続加入中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含まず）を全額自己負担します。

掛金額は退職時の標準報酬月額（加入者期間15年以上で、かつ55歳以上初めて退職の場合は減額措置があります）又は標準報酬月額の上限額を基に算出されます（※掛金額の算出の基となる標準報酬月額の決め方は、28年4月から変更される予定です）。

納付方法は、毎月納付のほか、半期ごとや年度末までの一括納付があり、一括納付は一定の割り引きが受けられます（前納割引制度）。

納付通知書により払い込んでください（口座振替はできません）。納付期限を順守してください。納付期限までに掛金の払い込みが無い場合は、任意継続加入者の資格を喪失します。また、納付が無い場合は資格取得時に遡って取り消します。この間にかかった医療費等は全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、任意継続加入者の資格取得月と同月内に75歳に達したときや、同月に就職して他の健康保険に加入し、月の途中で資格を喪失しても、その月の掛金は納付しなければなりません。

◆脱退（資格喪失）の手続き

2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合も含まれます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月中（例 平成28年4月1日に切り替えたい場合は3月中）に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出（切り替えたい月の前月分までの掛金納付を忘れずに）してください。また、健康保険のある職場に再就職したとき（私学共済を含みます）や加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

任意継続の資格を喪失したときは、「任意継続加入者証」「任意継続加入者被扶養者証」及び継続期間中に本事業団が交付した認定証や受給者証は必ず返納してください。

「75歳以上加入者の喪失等の報告」私学共済制度の加入者は原則として、70歳になると年金等給付が、75歳になると短期給付が、それぞれ適用除外になります。

特に75歳で短期給付が適用除外になった以降は、掛金の対象にもならないため、加入者としての各種の届け出等を忘れがちです。しかし、短期・年金等給付とも適用除外になっても、実際に退職するまでは、基礎届や随時改定などの標準報酬に関する届け出や、退職時の資格喪失の報告は必要ですので報告漏れがないか今一度ご確認ください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が退職したり、被扶養者が取り消しとなる理由が生じたときなど、左記の事由に該当した場合には、必ず無効となった加入者証及び加入者被扶養者証を私学事業団に返納してください。

本事業団では加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じることになりますのでご注意ください。

【加入者証等を返納する主な事由】

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき
（継続資格取得した場合も含みます）
 - ② 所属学校を変更したとき
 - ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
 - ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
 - ⑤ 後期高齢者医療制度に該当した場合・75歳になったとき
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき
- なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納

不能届書」（私学共済ホームページからダウンロードできます）を本事業団に提出してください。

※加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、該当の学校法人等に対して「加入者証回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

紛失等により加入者証や加入者被扶養者証の再交付を依頼する場合は所定の「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を使用し、学校法人等から本事業団に申請してください（この場合は、加入者証等返納不能届書の提出は必要ありません）。

【任意継続加入者にかかる加入者証等の返納】

任意継続加入者期間が終了したときや、上記③～⑤に該当したときなど、無効となった任意継続加入者証（被扶養者の分も含みます）は必ず返納するよう、退職時にご指導ください。

共済業務

貸付金にかかる退職時の退職手当等からの控除

福祉部 貸付課

借受人が退職し加入者資格を喪失した場合は、即時償還となり未償還金全額を償還しなければなりません。学校法人等は退職手当等から未償還金を控除し、不足分は加入者から受領して私学事業団に払い込むこととなります。

仮に、退職手当等から控除をせずに債務不履行となった場合は、学校法人等全体に対して貸付制限がかかることがありますのでご注意ください。

【資格喪失の確認後に即時償還をする場合の取り扱い】

学校法人等から提出された「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の扱いとなり、即時償還通知を行います。

① 最終の定期償還

原則、退職直後の定期償還が発生することになります（事前受付による資格喪失を除く）。

② 償還期限日（払込期限）

即時償還通知書の交付日から60日後が償還期限日となります。

③ 即時償還の額

最終定期償還後の元金残額と払込日までの経過利息の合計額です。払込日が異なる複数枚の払込取扱票を送付しますので、**払込日**に応じた一枚を使用して払い込んでください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等の請求は、電話がつながりにくいことがあるため、ホームページからのダウンロードやFAX請求が便利です。

●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）では、①キーワード②内容（分類）別③用紙名（あいいうえお順）の3とおりの方法で用紙を検索できます。ダウンロードできない用紙については、請求方法等をご案内しています。

●FAXで請求する

様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。ご利用の際は、任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号不要）⑦必要部数を明記してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX	
広報相談センター相談室	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への 掛金納付通知書等の送付

- 平成28年3月中に任意継続加入期間が満了する人
 3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所宛てに送付します。
- 28年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
 3月上旬に28年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所宛てに送付します。
- 28年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について
 75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。
 なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所宛てに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します)。
【業務部 資格課・掛金課】

口座送金・口座振替にご協力ください

払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、給付金等の受け取りを確実にするため、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、**金融機関の預金口座への送金**に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を**払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる**便利な預金口座振替**をご利用ください。

これにより、学校法人等の換金・納付の事務負担が軽減されますのでご協力をお願いします。手続き用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕又は私学事業団までご請求ください。

【財務部 経理第二課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

3月22日送金分は2月29日(月)が締め切り日となります。
【福祉部 貸付課】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【福祉部 貸付課】

マジックキングダムクラブ終了のお知らせ

私学共済ブック²⁰¹⁵〔保健・宿泊編〕171頁の東京ディズニーリゾート「マジックキングダムクラブ」は、平成28年3月31日をもって終了となります。メンバーシップカードは、現在の有効期限(28年3月31日)までご利用いただけます。
【福祉部 保健課】

「私学共済ブック²⁰¹⁵〔給付編〕」 加入者向広報「レター」3月号等の送付

「私学共済ブック²⁰¹⁵〔給付編〕」、加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法人等宛てに送付します。送付部数は1月末現在で確認されている加入者数となります。不足の場合は広報班までご連絡ください。

【広報相談センター 広報班】

2月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 12月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 1月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	貸付 3月22日送金申し込み締め切り 掛金等 1月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 掛金等 1月分納期限

3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格 事前受付開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 2月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 4月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

人事異動

(平成28年1月1日付)
次のとおり発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事	河田 悌一
○再任	久下 眞一
○退任	(平成27年12月31日付)
○新任	新再任 谷山 隆雅
○再任	再任 小栗山 直
○再任	再任 藤子 直
○再任	再任 佐金 枝吉
○再任	再任 國實 幹彰
○再任	再任 赫 里夫郎
○再任	(非常勤)

○監事	鳥井 幸雄
○退任	(平成27年12月31日付)
○新任	新再任 小林 男裕
○再任	再任 武井 順國
○再任	再任 永井 郎子
○再任	再任 橋本 淳二
○再任	再任 江上 篤修
○再任	再任 大沼 康仁
○再任	再任 清野 晋
○再任	再任 関口 洗
○再任	再任 御手洗 直
○再任	再任 宮田 守玲
○再任	再任 吉田 恭子
○再任	再任 熊谷 武市
○再任	(平成27年12月31日付)

◆運営審議会委員

◆共済運営委員会委員

夫仁江衛夫三夫子二子茂俊一吉郎一子行二康五
俊 絹吉紀淳忠裕壽英 光純正一良万邦裕 十
川藤井塚野井本上田丈江林本藤岡橋村方元洗山
石加岩大大笠神川黒権公小坂佐谷土西平福御村

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部（助成業務）ページ」、学校法人向け情報システム（学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等）及び「大学ポートレート（私学版）」は、**3月18日（金）午後5時45分から3月22日（火）午前9時まで**休止します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済事業本部（共済業務）ページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、

3月10日（木）到着分 までを

年度内の配付（送金）とします。

年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

なお、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、寄付金受領書発行に時間がかかります。ご了承ください。

また、寄付金受領書の日付は私学事業団への着金日です。寄付者（法人）の決算時期に留意し、早めにご送金ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還 のご案内（平成28年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。特に3月は約定償還月に当たります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
 (JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで「美術館前」下車、すぐ前)

湯河原梅林の紅梅・白梅、城願寺の天然記念物ビヤクシンを観賞した後は温泉でのんびりしませんか



湯河原梅林「梅の宴」(2/6~3/13開催)

お刺身コース

1泊2食(2名1室/1名様) 13,300円

金目鯛コース

1泊2食(2名1室/1名様) 11,800円

※両コースともご予約は2名様より承ります。

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)



城願寺ビヤクシン(推定樹齢800年)

京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅、それぞれからバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前)

50回記念「京の冬の旅」では非公開文化財が期間限定で特別公開されます
 この期間ならではの催しと京料理をお楽しみください



大徳寺 芳春院(写真提供:京都市観光協会)

本格的京会席コース

1泊2食(2名1室/1名様)

12,900円、14,000円、15,200円

※夕食内容により上記の3種類からお選びいただけます。

取扱期間: 通年(年末年始、繁忙期を除きます)



会席料理(イメージ)

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成28年2月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	年% 0.9	年% 0.4	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.0	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp